



韓国における性労働者運動に関する一考察：
性労働者運動の当事者女性のインタビューを中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-09-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 林, 貞和 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004854

韓国における性労働者運動に関する一考察 ——性労働者運動の当事者女性のインタビューを中心に——

林 貞和 (イム・ジョンファ)

はじめに

1990年代は国際的に女性の人権問題が¹⁾大きく取り上げられた時代であった。同様に、韓国における女性運動は、これまで私的問題と見なされていた家庭内暴力や女性に対する性暴力の問題を、社会的な問題として可視化させ、短期間で法制化へつなげた。このような成果は国際的にも高い評価を得て、女性の人権侵害への対策は国内においても大きく進展した。性売買²⁾をめぐる女性運動においては、性売買は性道徳的な捉え方から社会構造的な要因による人権侵害と捉えられるように変化してきた。

2000年初期、韓国の地方都市である群山(クンサン)市の性売買集結地域で相次いで火災事件が発生し、性売買に従事していた多くの女性が犠牲となった。また、犠牲となった女性たちが監禁状態で性売買を強要されていたことが明らかになり、韓国女性団体連合を含む多くの女性団体は、既存の<淪落行為等防止法³⁾>の改正ではなく、より強力な法整備を求めようになった。加えて、2001年アメリカの国務省が出した人権報告書で、

¹⁾ 1993年6月ウィーンで開催された「世界人権会議」で「女性に対する暴力は人権侵害である」との決議がなされ、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が同年12月に第48回国連総会において採択。1995年北京で開催された第4回「世界女性会議」での「北京行動綱領」の採択。1999年10月、第54回国連総会の「女性差別撤廃条約選択議定書」採択などがその例である。

²⁾ 現在、韓国では一般的に性売買(성매매)という用語を使用している。しかし、この用語が定着するまで「淪落(윤락)・売春(매춘)・売買春(매매춘)・売買淫(매매음)」という用語が使われた経緯がある。本稿では、韓国の性労働者運動の登場の文脈を辿るため、基本的に時代に沿った表記と上記の用語を混用する(李麗華; 2008)。

³⁾ 1961年、軍事政権によって「社会浄化」という名の下に制定され2004年に廃止された。

韓国が人権侵害国家として最下位である3級の判定となったことも法制定に拍車をかけた。以上の背景から韓国では、2004年3月に性売買における搾取の構造からの女性の人権擁護を趣旨とした<性売買防止法⁴⁾>が制定された。

しかし、この<性売買防止法>の施行に抵抗する勢力が現れる。それは他でもない性売買に従事する女性たちであった。これまでに表舞台に立って声をあげることのなかった売春女性たちは自らを性労働者⁵⁾と命名し本格的に性労働者運動を展開していく。性労働者女性たちによる抵抗は、ときには「<性売買防止法>の制定を主導した女性団体」対「下層階級の女性」という対立構図で描かれ韓国社会に反響を呼び起こした（イ・ドンズ：2008）。

<生存権の保障と性売買防止法の施行の延期>を要求する性労働者運動は、2005年だけでも15回を越えるくらいの抗議活動を行った。しかし、新たな社会運動として広がりを見せたにも関わらず2006年から徐々に後退し始め、現在においても継続しているが、その規模は縮小している。

では我々は、2004年の<性売買防止法>を契機に、韓国における性売買をめぐる女性運動の歴史の中に新たに登場した、「性労働者自身による性労働者運動」という出来事をどのように考えればよいのか。本研究ではこの点を、性労働者運動を展開している性労働者当事者およびその支援者へのインタビューを通じて明らかにする。

本稿の構成は次の通りである。第1章ではこれまで韓国で行われた性売買をめぐる女性運動を概観し性労働者運動の文脈を辿る。第2章では性労働者運動をきっかけに台頭した、性売買をめぐる<根絶主義>対<性労働論>の二つの視点について検討する。第3章では韓国の性労働者運動の登場と展開、調査概要について述べる。4章では調査結果に基づいて考察を

⁴⁾ 「性売買防止及び被害者保護に関する法律（以下：性売買防止法；女性庁所管）」と「性売買斡旋等犯罪の処罰に関する法律（以下：性売買処罰法；法務省所管）」の二本立てで2004年3月制定。同年9月施行。

⁵⁾ 後述するが、韓国で性労働者という概念の登場は「全国性労働者連帯ハンヨヨン」の結成を通してであり政治的な意味合いが非常に強い。本稿でも性労働者運動当事者の認識を尊重し性労働者と称する。

行う。結論で総体的に振り返りにする。

1. 韓国における性売買をめぐる女性運動

韓国では性売買をめぐる女性運動史に関する研究は少ない。本章は、性売買をめぐる女性運動について、植民地時代から米軍政期に焦点を当てたイ・ナヨンの研究（2005、2009）と1970年代から1998年までに焦点を当てたミン・キョンザの研究（1999）に依拠しながら、売春又は売春女性に関する視点の変遷について概観する。

韓国で性売買をめぐる女性運動は、1920年代の<公娼制>廃止運動がその始まりである。植民地時代から米軍政期における初期女性運動の主な担い手は、キリスト教会女性運動団体⁶⁾と「権友会（クヌフエ）」⁷⁾があげられる。前者の場合はキリスト教的倫理に基づき、売春女性を「道徳的に墮落した女性」と見なす一方で、「社会構造的な矛盾によって生み出された結果」として、売春女性を「犠牲者」又は「救済と啓蒙」の対象とも見なした⁸⁾。他方、社会主義派の影響を大いに受けた「権友会（クヌフエ）」は、売春の原因を「資本主義下における階級の矛盾」によるものとし、売春そのものより「第三者による搾取の構図」を批判し「経済的、社会構造的な矛盾」を問題とした（イ・ナヨン；2009）。

⁶⁾ 韓国における初の公娼制反対運動は1923年発足した「公娼廃止期成会」と1924年発足した「朝鮮女子基督教節制会」であり、いずれもキリスト教団体である（イ・ナヨン；2009）。

⁷⁾ 「女性運動は階級解放から」というキャッチフレーズの社会主義派女性団体とキリスト教系の女性団体の「朝鮮女子基督教青年（YWCA）」が統合し、<朝鮮の女性の地位向上>を目指して結成した。1927年に<7大行動綱領>の発表の中で<④人身売買及び公娼制廃止>を主張した。しかし、1928年農村啓蒙への運動方針の転換によってキリスト教女性は脱退し、政治的な不安定から1931年解散した。後に「権友会」の理念を受け継いだ「建国婦女同盟」が、左右のイデオロギーを越え、1945年8月17日に結成されたが、朝鮮半島の統治をめぐる信託統治論争が巻き起こり、再び分裂し保守派の女性たちが脱退した後「朝鮮婦女総同盟」と改名し、<公娼制>廃止運動に積極的に取り組んだ（イ・ナヨン；2009）。

⁸⁾ またキリスト教女性中心の運動は、宗教的倫理観を越えられなかった限界はあったものの、<公娼制>を女性に対する「人権蹂躪の行為」と指摘したことは「画期的」であったと評価されている（イ・ナヨン；2009）。

上述した<公娼制>廃止をめぐる女性運動は、その後においても継承され、その結果1947年11月の<公娼制等廃止令>発布を導き、対外的には売春禁止政策が取られた。

しかし、米軍駐屯地を中心に基地村が形成され、そこで働く女性を対象に定期的な性病検診制が実施されるなど、事実上は売春を管理する政策が行われていく。

その後、性売買をめぐる女性運動は、1967年に結成された「韓国教会女性連合会（以下；教女連）」を中心に展開していく。1961年、韓国の政府は<淪落行為等防止法>を制定しながら、他方では「妓生（ギセン）観光」を主導⁹⁾していた。これに対し「教女連」は「妓生（ギセン）観光」反対運動と「売春女性防止事業」や「エイズ退治運動」等に取り組んでいた。1970年代から1980年代初期における「教女連」の取り組みは、伝統的な女性観に基づく視点に立つものであった。たとえば、売春女性に対し男性の性的欲望の対象として「夜の花」と形容する一方で、「この地に母となる花のごとき我々の幼い娘たち」と比喻し、本来、母親の役割を果たすべき家庭内の存在としての女性を強調した。これは性の二重規範に基づくものであった（ミン・キョンザ；1999）。

韓国で性売買を女性の人権問題として可視化したのは、1980年代後半に台頭したシェルター運動である。たとえば、売春女性の人権擁護に関する支援を展開していた代表的な団体「性売買根絶のためのハンソリ会；성매매근절을 위한 한소리회（以下；ハンソリ会；한소리회）」¹⁰⁾があげられる。同会は各地域のシェルター施設と連携し、実践の経験に基づいて政府の「性売買政策の批判」を展開した。社会的には「性売買問題の公論化」に取り

⁹⁾ たとえば、1973年「観光ギセン」の女性たちに対しホテル出入りの自由を与えた他、「夜間通行禁止の関係なく営業可能な許可書」を発行したことがあげられる（ミン・キョンザ；1999）。

¹⁰⁾ 1986年国内各地域のシェルターと個人の非定期的な集まりとしてスタートしたが、性売買に関する問題提起と国際的連帯のため連合し、1998年に正式名称として「性売買根絶のためのハンソリ（한소리회）会」が設立された。「韓国教会女性連合会」の支援もあり、「性売買根絶のためのハンソリ会（한소리회）」は「性売買根絶のための一つの声」及び「性売買女性のハン（恨）」の意味を持ち、後に<性売買防止法>の制定に関わった（ミン・キョンザ；1999、李麗華；2008）。

組み、性売買を個人の問題ではなく社会構造的な問題として位置づけた(ミン・キョンザ; 1999、李麗華; 2008)。1990年代は、売春女性の更生施設における人権侵害¹¹⁾と、10代女性における性売買の実態が社会的な問題として取り上げられ、性売買をめぐる反対運動に多くの女性団体が関わるようになった。しかし、この時代の性売買をめぐる論点は、性売買に従事している女性に置かれていたのではなく家族イデオロギーの下で青少年保護政策の一環として行われた(ミン・キョンザ; 1999)。

このように性売買女性の人権を重要問題として取り組んでいく中で、性売買をめぐる女性運動は、新たな視点としてフェミニズムに着目する。言い換えると、性売買とは「ジェンダー差別と男性中心の歪曲された性文化」に起因するという指摘が行われる。この視点に立つ「売買春問題の解決のための研究会¹²⁾」は、「性売買問題の公論化、性売買に対する視点の捉え直し、売買春女性の存在の可視化」の運動を展開する(ミン・キョンザ; 1999、李麗華; 2008)。

2000年代に入ると、韓国の地方都市である群山(クンサン)市で、売春女性を巻き込む火災が相次ぎ発生した。この事件によって国内女性運動団体は、現行法ではないより強力な法制化を求める運動を展開していくことになる。その結果、2004年に性売買女性の人権擁護を趣旨とした<性売買防止法>が制定された。

韓国の性売買をめぐる女性運動は概ね次のような展開であったと言えるだろう。初期キリスト教女性運動における売春の捉え方は、宗教的倫理観に基づいた性道徳の欠如による「道徳的に墮落」¹³⁾した行為と見なすもの

¹¹⁾ 1990年代初期、売春女性や家出少女の職業訓練施設で火災事件が度々発生し、中でも1995年「京畿道女子技術学院」で起こった放火事件は、37名が死亡し16人が負傷するという大惨事となった。この事件をきっかけに売春女性の職業訓練施設での反人権的行為が明らかになった。

¹²⁾ 1996年、韓国の梨花女子大学の女性学科の在學生とOBが中心となって結成した。

¹³⁾ 1988年、韓国のチェジュ島で「女性と観光文化セミナー」が開催され、元・売春女性による証言の場が設けられた。韓国初の売春女性による証言はセミナーに参加していた教会女性たちに大いに影響を与えた。この時、教会女性たちは従来の売春女性に対する捉え方を反省し「教女連」と売春女性の間には姉妹愛が生まれた。その後「教女連」は売春女性の人権を優先する活動を繰り返し広げていく(ミン・キョンザ; 1999)。

であった。その後、シェルター施設を中心とした現場での支援活動とともに、他方で、大学における女性学の発展は、性売買の問題をフェミニズムの視点から捉え直し、性売買は家父長制による男性中心的な性文化に起因するという批判が行われた。性売買をめぐる理論的發展・実践的活動によって、性売買に従事する女性の人権問題が可視化され、性売買が社会構造的な問題として取り上げられるように変遷した。しかしながら、売春女性の個人の異なる経験は配慮されないまま、性売買の反対運動に集約されたと言える（李麗華；2008）。他方で、売春女性に対する社会的な眼差しはどのようなものであったのだろうか。概ね、次のように言える。まず、性売買をめぐる女性運動が登場した1920年代から1980年代半ばまでである。この間、売春女性に対する社会的な眼差しは、道徳的な性の規範から逸脱する墮落した女として<淪落女性>と見なすものであった。他方、国家の経済復興に動員された<可哀そうな女性>という眼差しもあった。その後、売春女性の人権問題が可視化するにつれて、性売買の搾取の構造から人権を蹂躪された<性売買の被害女性>として位置づけられてきたと言えるだろう。

2. 韓国における性売買をめぐる二つの議論

韓国における性売買をめぐる議論の流れは、一貫して性売買を根絶の対象と見なす性売買反対の立場が主流だった。しかし、2004年の性労働者運動の登場から性労働論の主張が台頭し二つの対立した議論が現れた。これについては以下で述べる。

2-1. 根絶主義

「根絶主義」とは言葉どおり性売買をめぐる全て（購買者・販売者・斡旋者・場所提供者）において一切容認しないという主張である。性売買を女性に対する暴力と見なすラディカル・フェミニズムでは、性売買は「本質的にジェンダー化されたセクシュアリティ」であり、「家父長的抑圧の土台」として捉える。したがって、男性による女性の支配と性的対象化を

前提にした性売買は根絶の対象となるが、性売買女性は処罰の対象と見なさない選択的な非犯罪主義を主張する（イ・ナヨン；2005、チョウ・クック；2003、韓国女性開発院；2005）。

韓国における性売買の根絶主義の視点に立つ女性運動側は、売春を女性に対する「男性の性的支配」と見なすキャサリン・バリーに大いに影響を受けている。キャサリン・バリーは、売春を「あらゆる性的搾取が集約された形態で性的搾取の極端なモデル」として捉えている（キャサリン・バリー；2002）。売春を女性に対する男性による支配と抑圧と見なすバリーの理論は、韓国における性売買防止法制定において理論的土台となった（イ・ソンスク；2006、キム・キョンミ；2009）。性売買の根絶主義の背景の一つに、1990年代末に社会的問題となった10代女性の性売買問題があげられる。しかしこの問題は、政府による「青少年保護」政策の一環として行われた経緯があり、女性運動としての肯定とはいえない。同様に、女性運動団体の取り組みにおいても「保守的な性道徳論と家族主義」の支配的な認識が前提にあったとされる（ウォン・ミヘ；2004、ミン・キョンザ；1999）。

韓国における性売買の＜根絶主義＞は、性売買防止法の制定を主導した「女性庁」をはじめ「ハンソリ会」、「韓国女性団体連合」などを含む多くの女性団体の立場である。

2-2. 性労働論

＜性労働者¹⁴⁾＞という概念を初めて使用した性労働者運動陣営は、「性労働者も労働者であり非正規職である」と主張し＜労働権＞の容認を要求した。労働者としての性労働者女性たちによる要求は、韓国で性労働論が展開されるきっかけとなった。とはいえ、性労働論を標榜する論者は数少ないのが現状である。ここでは、韓国で少ないながら性労働論を展開している論者とその議論について概観する。性労働論にもっとも早く取り

¹⁴⁾ 性労働者（セックスワーカー）とは、一般的に性的サービスを提供し報酬として金銭を受け取る労働者のことを指す。韓国では、性労働者という概念に関する批判の声もあり、現在においても論争的である。

組んだのは、2005年に発足した「女性文化理論研究所¹⁵⁾」の「性労働研究チーム」である。この研究チームは、性労働者運動側と連携しながら、性労働の理論化作業に取り組んできた。その成果として、性と労働、運動の頭文字を取った『性・労・動』という書籍を2007年に出版した。簡単に説明すると『性・労・動』の第1部では、性労働の政治化を試みる。その手掛かりとして、まず、キム・キョンミは売春女性が、これまでにどのように呼ばれてきたかを歴史的に考察し、韓国社会における性労働というネーミングが持つ政治的な意味を導き出す。続いてムン・ウンミは、これまでの韓国における性売買をめぐる議論について「自発」対「強制」という二分化のフレームを越え、「強制」から「自発」へとパラダイムの転換を促す。そのカギとして「自発」中心の性労働が有用であると主張する。最後に、パクイ・ウンシルは「セクシュアリティの階級化」と社会的な「烙印」について、例えば、性労働を単に「女性の問題」に限定すると「セクシュアル・マイノリティ」、「男性性労働者」、「トランス・ジェンダー」の労働問題は不可視化すると指摘している。第2部では世界諸国における性労働と関連した具体的な事例が紹介されている（女性文化理論研究所、性労働研究チーム；2007）。

他に、ゴチョン・カップピは、2011年に売春を<性労働>として位置づけ、『性理論；性関係・性労働・性装置（성이론；성관계・성노동・성장치）』において、<性労働>を<性別労働（ジェンダー労働）>と<性愛労働（セクシュアリティ労働）>を含むより拡大した概念として定義している。韓国における性労働に関する議論は現在においても論争の的となっている。

3. 韓国における性労働者運動の登場と展開

3-1. 性労働者運動の登場

韓国における性労働者運動は、性売買に従事する女性たちの人権擁護を

¹⁵⁾「女性文化理論研究所」は1997年に22名の女性研究者とアクティビストによって創設された研究所で1999年に『女／性理論』の創刊号を出版している。2006年に財団法人に転換し定期講座やセミナーなどを開催している。

趣旨とした2004年の〈性売買防止法〉の制定と施行に抵抗した性労働者女性たちによって起こった。

政府は法律の施行とともに、国内の売春集結地域である〈집창촌（以下：集娼村）〉を集中的に取り締まる案を発表した。しかし、この発表はこれまで〈集娼村〉を生活の基盤としていた性労働者女性や店舗主などの人々の反感を買うことになった。デモの始まりは、性売買防止法の施行日であった2004年9月23日にソウル市に位置する〈集娼村〉のひとつである「ミアリテキサス」の性労働者女性500名あまりによる「生計の保障及び法律の施行猶予期間」の要求であった。その後、国内で性売買に従事する女性たちと関係者によるデモ活動は散発的に広まっていく。本来〈性売買防止法〉は、性売買女性の人権の保護と搾取的な性売買の構造から性売買に従事する女性を救済しようという目的で制定された。しかしながら、政府と〈性売買防止法〉を主導した女性団体の意図とは逆に、性売買に従事している女性の側から〈労働権〉と〈生存権〉を骨子とする「売春をする権利」を求める展開となった。韓国における性労働者運動の登場は、これまでの労働運動においても女性運動においても認識することすらなかった「売春は労働である」という課題を投げかけた新たな社会運動として登場したのである。以下は、韓国における性労働者運動の三つの組織の登場と展開である。

3-2. 性労働者運動における三つの組織について¹⁶⁾

(1) 「全国性労働者連帯ハンヨヨン」

2004年11月に、国内17ヶ所の〈集娼村〉で性売買に従事している女性たちを代表する組織として「ハント女従事者連盟ハンヨヨン」がスタートした。しかし、この組織は全国の〈集娼村〉の店舗主の連合体である「ハン

¹⁶⁾ 本章で用いる性労働者運動に関する運動組織の写真や文献資料は関連するウェブサイトから抜粋し筆者が訳を付けたものである。

¹⁷⁾ 2002年9月に全国の〈集娼村〉の店舗主らの親睦会として結成されたが、2004年〈性売買防止法〉が制定された以降〈集娼村〉を守ろうとする動きに変化した（イ・ハヨン：2011）。

ト全国連合会」¹⁷⁾の下部組織であったため、韓国の主流女性団体から批判の声があった。この批判の声からデモに参加していた性労働者女性たちは、性労働者当事者運動の組織として2005年3月5日に「全国性労働者準備委員会ハンヨヨン」を結成し、同年6月29日に「全国性労働者連帯ハンヨヨン（以下；全性労連）」という組織を結成した。この時、初めて性労働者当事者女性によって＜性労働者＞という用語が使用される。「全性労連」は「生計保障」と「政府の取り締まりの猶予期間」を要求するデモを行った。そのなかで性労働者運動は「貧民運動と社会変革運動」であり「社会的に烙印を押された性労働者たちの人権宣言」であると主張した。しかし、全国的規模の運動に限界を感じた一部の性労働者女性たちは分離し「民主性労働者連帯」という新たな組織を結成する。その後「全性労連」の活動は沈滞期に入るが、2011年以降＜集娼村＞の強制撤去に抵抗するため、「全性労連」の一部が「ハンヨヨン」という組織名で再び活動することになる。とはいえ、以前のような独自の活動はせず、店舗主らの組織と連帯した抗議活動に参加している（イ・ハヨン；2011）。



(写真1) 2005年6月29日の「祝全国性労働者連帯（ハンヨヨン）」出帆式の模様で、下の文句は「性労働者は労働者であり非正規職である」と記している¹⁸⁾。

¹⁷⁾ 2002年9月に全国の＜集娼村＞の店舗主らの親睦会として結成されたが、2004年＜性売買防止法＞が制定された以降＜集娼村＞を守ろうとする動きに変化した（イ・ハヨン；2011）。

¹⁸⁾ 「民主性労働者連帯」の公式サイト<http://cafe.daum.net/gksdudus>より抜粋。

(2) 「民主性労働者連帯」

2005年8月27日に、韓国のピョンテク市で性労働者運動を展開していた性労働者女性たちが「全性労連」から脱退し、新たな組織である「民主性労働者連帯（以下；民性労連）」を結成した。「民性労連」は「全性労連」によって初めて用いられた＜性労働者＞という概念をより組織的に発展させた。たとえば、店舗主の組合と「1日10時間の勤務、月間5日の休務、生理休暇及び特別休暇」等を骨子とした案を盛り込んだ団体協約を採決した。さらに「民主性労働者連帯労働組合12大綱領」を発表し、その前文で「性労働者は大韓民国の主権者であり市民権者であると同時に性労働者は労働者で非正規職である」と明記し、性労働者の実質的な権利擁護を追求した（イ・ヒヨン；2005）。

2008年に「民性労連」代表であったイ・ヒヨン氏は、ソウルの梨花女子大学の女性学の授業で性労働者運動に関する発表を行った。その中でイ氏は、性売買に関する「合法化又は非犯罪化に関する研究の必要性」に言及し、「過渡期として性売買の特定地域の設置」を提言した。加えて、特定地域とは「性産業団体と民主的に団体を組織した性労働者たちが協議を通して地域を運営する自律的な管理システム」であると説明し、「自律管理を担保するため第三者の市民団体の参加」を促した。しかし「民性労連」は、



(写真2) 2008年6月29日「性労働者の日¹⁹⁾」の抗議活動で、正面の文句は「性労働者も人間である、住居生存権を保障せよ」と「性の取引は長年の歴史が証明しているように法的処罰は不可能である」というフレーズである。

性労働者運動の運営委員たちの生活苦と2008年のピョンテク市<集娼村>の強制撤去の決定によって、性労働者運動に困難が生じたため2009年に瓦解し、一部は「ハンヨヨン」に統合された（イ・ハヨン；2011）。

(3) 「性労働者権利会持志G・G」²⁰⁾

「性労働者権利会持志G・G」とは、性労働者の権利の擁護とサポートを目的とし、2009年7月に結成された団体である。現在の主なメンバーは元性労働者、現性労働者、支援者で構成されている。「G・G」結成の経緯は以下の通りである。

2009年7月、性労働者の当事者運動組織として活動してきた「民性労連」はメンバーの経済的困難によって活動を中断した。これをきっかけに、韓国で性労働者運動がもっとも活発であった2005年から「民性労連」と連帯し、性労働者運動を支援してきたアクティビストたちが中心となって、2009年7月に「性労働者権利支援準備会（以下；準備会）」が結成された。2010年3月に現在の「性労働者権利会持志G・G」へと改名し活動を続けている。「G・G」は、性労働者を<性売買の被害者>と見なしている現状について問題提起をしながら性労働者に対する<社会的スティグマ>を取り払い、性労働者による主体的な行為性の尊重を促している。2009年「性労働者の権利と非犯罪化のための討論会」を開催、台湾の性労働者支援団体である「COSWAS²¹⁾」を招き国際的連帯を試みながら<性売買の完全非犯罪化>をスローガンに実践と研究活動を並行して行っている。

3-3. 調査概要と属性について

本調査は、上記で紹介した「G・G」メンバー3名の女性を対象とし、

¹⁹⁾ 「全国性労働者連帯（ハンヨヨン）」結成日であった2005年6月29日に由来するもので、毎年国内の性労働者が休みを取りこの日を記念するようになった（「民性労連」公式サイト；<http://cafe.daum.net/gksdudus>より抜粋）。

²⁰⁾ 「G・G」とは、（Giant Girls）の略語である。本節は「G・G」の公式サイト（<http://ggsexworker.tistory.com>）を参照して訳を付けたものである。

²¹⁾ 「Collective Of Sex Workers And Supporters」の略語で、1998年に設立し旧公娼制制度の時代からセックスワーカーの労働現状の調査活動などに取り組んでいる（2011、国際ワークショップ資料）。

半構造化インタビューと自由討論方式で行われた。「G・G」を選択した理由は以下である。「民性労連」の解散以降、メンバーの多くが「ハンヨヨン」に帰属したが「ハンヨヨン」は、全国<集娼村>の店舗主らの組織である「ハント全国連合会」の下部である。そのため性労働者の声を直接に聞くことが困難である（イ・ハヨン；2011）。それに対して「G・G」は、性労働者運動の登場期から性労働者運動を支援した活動家と性労働者で構成されているため、性労働者運動の現場の声を直接に聞くことが可能である。調査概要は以下の表の通りである。

調査対象者	調査期間	場所と時間	備考
B氏・C氏	1回目：2012年8月	団体の事務所：2時間	
A氏・B氏・C氏	2回目：2013年2月	事務所：2時間 レストラン：2時間	・B氏からA氏を紹介される
A氏・B氏・C氏	3回目：2013年8月	事務所：2時間 レストラン：2時間	・A氏とB氏 ・自由討論
A氏・B氏	4回目：2013年9月	レストラン：2時間 A氏の自宅	・A氏とB氏 ・朝まで自由討論

本調査は、韓国の性労働者運動の現状について知るため、主に5つの質問内容①性労働者運動への参加のきっかけ ②組織内での活動 ③性労働者運動の現状 ④運動における難点 ⑤今後の展望について質問を行った。また自由討論では許可を得て録音させてもらった。3名の女性の属性は以下である。

まず一人目のA氏は、元性労働者で現在はアルバイトで生活を営みながら一人暮らしをしている。年齢は20代半ばで大学を休学中²²⁾の女性である。二人目のB氏は、現性労働者で大学に在学中学費を稼ぐため<集娼村>で売春をしていたことが周囲に知られて学校を中退し、現在は<マッサージショップ>で働いている20代半ばの女性である。三人目のC氏は、性労働

²²⁾ インタビュー当時の情報で、その後、性労働と病院でのバイトを兼業した。2014年現在は大学に復学し性労働者運動に取り組んでいる。

の経験はないが性労働者運動が活発であった2005年から「民性労連」と連帯しながら性労働者運動に関わっているアクティビストである。現在は演劇の女優兼演出者としても活動している40代前半の大卒の女性である。

以上の3名の女性が性労働者運動に関わる経緯は以下の通りである。まずA氏は、大学の女性学の授業で見た〈性売買特別法〉の広告映像の中で性売買から抜け出した元性売買女性のインタビュー内容（詳細は後述）に疑問を持ち、自らの性労働の体験をツイッターに公開した。これがネットで反響を呼び、「G・G」のメンバーから連絡を受けて「G・G」のメンバーとして性労働者運動に関わっていく。次のB氏の場合、特に性労働者という自覚はなく性労働に従事していたが、A氏のツイッターでその体験談を見てA氏の行動に感銘を受けA氏に連絡をする。その後、A氏を通して「G・G」のメンバーを紹介される。この時B氏は「G・G」のメンバーに誘われ、メンバーとして性労働者運動に参加するようになった。最後のC氏は、性労働の経験はないが性労働者運動が活発に行われた2005年からアクティビストとして関わっていて「G・G」結成の当時から組織を支えてきた。

4. 調査結果と考察

上述したように本調査では5つの項目について聞き取りを行ったが、本稿では「性労働者運動への参加のきっかけ、運動の現状」の二点を取り上げて考察を行う。まず、4-1で性労働者運動への参加のきっかけに関する3人の語りを取り上げた後、考察1を行い、続いて4-2で性労働者運動の現状に関する3人の語りを述べた後、考察2を行う。

4-1. 性労働者運動に参加したきっかけについての語り

「A氏の場合」

私は2010年に大学の女性学の授業を履修しました。その時、韓国の女性学授業というとはほぼ性売買反対の方が多くて——全部かな？——、授業中に性売買特別法の広告映像を見ました。〈脱性売買女性²³⁾〉というタイトルを掲げた女性のインタビューが出ましたけど、その女性

は今の仕事は前の仕事（売春）のときより収入は少ないけど本当に金の価値が違っていると話していました。でも、私はその言葉に何だかすごく違和感があったんです。一方では家事労働も重労働じゃないですか。家事労働だけをしている（；筆者説明追加）仕事をしている友だちから連絡をもらったとき、「最近どうしてるの？」と聞かれたら「私？遊んでいるよ」と答えるときと同じような感じで何かおかしいのではないだろうかと思いました。正直知らない人とのセックスは大変なことなのに、そのどこかで労働をしている感じがするのに、なぜこれ（セックス）がそれ（労働）ではないかな、という考えで悩んだ結果、直接にやってみないと解らないところがあると思うようになり、一か月間、性労働の実験と名付けてやってみました。チャットでマンツーマンの条件付き出会いという方式で行い、その後書いた日誌をツイッターに掲載しました。私はその前までは性労働をめぐる議論など一切知らなかったし、社会運動にもそれほど関心があったわけでもありません。しかし急にこのようなツイッターをしたことがネット上でバッシングされたりするようになりました。そんなとき「G・G」の活動家の一人からコンタクトがあって、2011年5月頃に台湾の性労働者支援団体訪問への参加から活動を始めました。

「B氏の場合」

この運動に参加する前から仕事（売春）を何年間かしていました。なぜかと言うと何も考えずその都度稼いだりそれで生活をしたり、もうその程度でしたが、偶然ネットでAという子が性労働の実験をしているのを見て（笑）…。それを見て相当な衝撃を受けて、この子、すごいと思いました。とにかくネット上でとてもたたかれています。私はこの仕事を何年間かしてきたのですが、この子の書き込みには、私がこれまで一度も考えたことのないことが書かれていました。すごく感銘を受け、同時に衝撃も受けました。それから数日間悩み、Aの掲載

²³⁾ 性売買から抜け出した女性という意味。

を見た後に仕事に対する自分の心得も若干変わった感じがしました。それで、ひどくたたかれているので、この子を応援しようと思いました。ネット上で応援してくれる人があまりにもいなかったのです。Aに対する書き込みはほぼ悪口で、あることないことを勝手に言われたりしていたので怒りが収まらず、Aを応援したいと思って私の方から連絡をしました。互いの電話番号を交換したけれど、空白期間はありました。ところがAが急に台湾に行こうと言ってきました。何か性労働者運動の団体があるから一緒にやりましょうと。でも、どこか怪しいと思い最初は逃げ回り（笑）しましたがけれど、ホームページを検索してみるように言われて見てみたらもっと怪しく一体何をする団体かなと思いました。でも、Aに長年「G・G」で活動する方を紹介されて話を聞くうちにとってもいいと思ったのでともに活動することになりました。

「C氏の場合」

何年か前に女性文化研究所で性労働セミナー・チームを組むことになりました。なぜ性労働セミナー・チームが組まれたかと言うと、性売買特別法の施行以降に韓国ではデモ（性労働者による）が起きました。また女性映画祭では性労働に関する映画を上映したりしてそれと関連した討論会もありまして、女性文化研究所の何人かが発表も行いました。しかし、その後これに関する議論が全然なくてちょっと勉強しようと思った少数の人がセミナー・チームを作り、性労働に関する勉強を始めたのです。その後、セミナー・チームが中心となって、他の社会運動団体4～5か所と民主性労働者連帯が集まり性労働者運動ネットワークというものを結成しました。性労働者運動ネットワークとの合流を通して性労働者運動を始めたのです。2005年からセミナーは一緒にやっていました。

「考察1」

以上の3人の女性の語りについて、以下に焦点を当てて考察を行う。一

つ目に、3人の女性が性労働者運動に参入していくきっかけと、その過程における売春の捉え方に注目する。次は、A氏とB氏の関係性に注目しながら性労働者運動組織の「G・G」との関わりを取り上げた後、現在の性労働者運動と登場期の性労働者運動を比較しながら述べる。

まず、3人の女性が性労働者運動に参入していくきっかけと、その過程における売春の捉え方である。一人目のA氏の場合、大学の女性学の授業で見た<脱性売買女性>のインタビュー映像に疑問を感じたことがきっかけである。この疑問というのは、従来の性売買は女性に対する人権侵害というフレームによる女性学的なアプローチである。A氏は、インタビュー映像で見た<脱性売買女性>の、売春をしたときに比べ現在の収入は減ったけど「仕事（金）の価値は違う」という語りに「違和感」を覚えたと言っている。また「家事労働も重労働」であるように、売春においても「どこかで労働をしている感じがするのに、なぜこれ（セックス）がそれ（労働）ではないだろうか」と語っている。A氏のこの発言は、売春が性労働として立ち上がるかどうかという自覚的な問いであろう。この問いは性労働の実験という一歩踏み込んだ、自ら売春を実行してみるアクションを起こし、自分の経験をネット上に公開する。これによってA氏は、性労働者運動組織「G・G」のメンバーに誘われ、運動に参加したのである。したがってA氏における売春の捉え方は、「G・G」に加入する以前に形成されたと言える。つまり、A氏は、売春に対する理論的な背景と実践をもって自立した形で性労働者運動に参入していたと言えるだろう。

次にB氏は、3人の女性のなかで、唯一現性労働者である。B氏が性労働者運動組織である「G・G」に参入する過程は以下のようなものである。B氏は「ネット上で偶然見つけたA氏の行動に感銘を受けた」ことが性労働者運動に関わるきっかけとなる。A氏の書き込みに衝撃を受けたB氏は自らA氏に連絡を取り、A氏と交流する。この時、B氏は性労働者運動について知ることになり、A氏に「G・G」のメンバーを紹介されて「G・G」に加入するに至った。他方、売春に対するB氏の考え方はどうだったのだろうか。B氏はこの仕事（売春）を何年間かしてきたが、A氏の掲載を見て、これまで一度も考えたことのないことが書かれており、感銘を受け、

同時に衝撃も受けたと語っている。彼女は数日間悩んだが、A氏の掲載を見た後では仕事に対する自分の心得も若干変わった感じがしたと述べていた。

このようなB氏の語りは、A氏の掲載を読むうちに、売春に対するB氏の考え方に変化が生じたことを表している。つまり、B氏は、自分がやっていた売春が、性売買ではなく、性労働であるというふうに自覚し始めたのではないだろうか。A氏の掲載を読んだことによってB氏には、自分は性売買女性ではなく性労働者であるという自己認識が構築されていたと言える。したがってB氏における売春に対する捉え方は、A氏と出会う前までは性労働者という自覚がないまま売春に従事していたが、A氏との交流を通して性売買ではなく性労働として売春を捉えるように変わったと言える。

最後に、C氏の場合は性労働の経験はない。しかしながらC氏は、売春をする権利<労働権>を主張する性労働者女性の当事者運動が全盛期であった2005年から性労働者運動に関わっている。C氏は当時、性労働に関する議論の不在に、小人数で性労働について勉強する学習会に参加する。この過程で、性労働者当事者組織である「民主性労働者連帯」と連携することになり、性労働者運動に関わっていく。したがってC氏の場合、アクティビストとして活動する2005年から売春を性労働として捉えていたと言える。この時形成された性売買ではなく性労働という認識は、その後性労働者運動組織である「G・G」の結成当時のメンバーとして参加し、現在に至っている活動を支えるものとなっている。

では、A氏とB氏が性労働者運動組織「G・G」と合流する接点について改めて整理してみよう。まずA氏がネット上で「性労働の体験談」という掲載を公開するという行動を起こす。次は、A氏のネット上の掲載を発見した性労働者であるB氏と、性労働者運動組織である「G・G」のメンバーが、A氏にコンタクトをするという順で関係が築かれたのである。この過程においてB氏より、先にA氏に興味をもった「G・G」のメンバーがA氏を性労働者運動に誘う。A氏は「G・G」の誘いがある前までは「G・G」の存在について知らなかったし、語りのなかでも「社会運動にそれほ

ど関心がなかった」と言っている。一方でB氏は、A氏の行動に触発され、A氏にコンタクトし交流するようになる。この時、A氏がB氏を性労働者運動組織である「G・G」に紹介するという形である。

ここからは、A氏とB氏が「G・G」に合流する際の二人の関係性に注目しながら、登場期の性労働者運動と現在の性労働者運動について比較しながら述べよう。

まず、A氏とB氏の関係性から見ていく。A氏は「性労働の実験」をする前までは売春と無関係の女性であった。しかしA氏は、売春を経験し「性労働の体験談」を、たとえばその日に出会った客とのことをネット上に公開する。これに触発された現性労働者のB氏がA氏にコンタクトし、交流を通じて自分は性売買女性ではなく性労働者であると自覚するようになる。このA氏がB氏に大きな影響を与えている。またB氏は自分を再認識することによって性労働者の権利を主張するアクティビストへと変貌した。つまり、これまで性労働と無関係であったA氏の行動によって、性労働の当事者であるB氏が触発され、性労働者運動組織である「G・G」に合流したのである。

ところで、二人の性労働者運動への参入方法と現在の性労働者運動組織「G・G」への関わり方は、2004年に起こった性労働者運動に関わっていく女性たちの場合とは異なる。

まずは、韓国で性労働者運動が登場した初期である2004年、性労働者運動に関わっていく女性たちは、＜性売買防止法＞によって生活の基盤を失う危機に直面し、自ら性労働者と命名し当事者運動を起こした。性労働者運動が展開していく過程においてC氏のような支援者が運動に参加するという形態であった。つまり、性労働の当事者女性たちが先に立ち上がり、それに触発された研究者や社会運動に関わっていたアクティビストらを含む支援者が賛同する展開であった。

これに対し、A氏とB氏を含む現在の性労働者運動組織である「G・G」のケースは、既に存在していた支援者グループ「G・G」に、性労働の経験をもつA氏と現性労働者であるB氏が加わっていく形である。付け加えると、既に性労働者運動を展開してきたアクティビストや研究者が主要メ

ンバーであった「G・G」に、後に性労働の経験者であるA氏と現性労働者であるB氏が加わったのである。しかしながら上記の関わり順で示したように、この中心をなしているのがA氏である。重ねて言及するが、A氏の行動に触発された現性労働者であるB氏と、支援者であるC氏（ここではG・G）が、A氏にコンタクトをとったことで関係が構築されるようになったのである。もう一つは、性労働者運動の初期における展開は、性労働者の女性たちが当事者組織を結成する過程で性労働者という用語を取り入れたが、A氏とB氏の場合は既に売春に対する自立した捉え方をもって性労働者運動に参加したのである。

他方で、現在の性労働者運動における「G・G」と従来の当事者運動組織の相違点に注目してみよう。上述したように、性労働者運動の登場期は性労働者の当事者女性を中心とした組織が結成され、それに賛同した支援者が加わるという形態である。これに対し、現在の「G・G」は、性労働者の当事者女性よりアクティビストを含む支援者が中心となって性労働者組織を結成し運動を展開してきた。この構成に、後にA氏やB氏のような性労働者が加わったという形である。しかしながらここで注意すべき点は、現在の性労働者運動が当事者だけで構成された組織ではないことが、むしろ性労働者運動を継続させたということである。たとえば、第3章で述べたように性労働者運動の当事者組織である「民性労連」の場合、性労働と性労働者運動の両立は現実的に厳しく、性労働者運動の継続に影響を与えていた。これも「民性労連」の活動が中断する一つの要因である。その点からすると「G・G」の場合は、当事者を含むアクティビストや研究者が中心メンバーであるということがむしろ性労働者運動を維持する一つの背景でもある。

4-2. 性労働者運動の現状に関する3人の女性の語り

「A氏の場合」

他の社会運動に参加するなど少数者運動の団体と連帯を試みるがあまり活発ではないのが現状です。でもクイア運動には参加したりしています（後略）。

「B氏の場合」

私は性労働者という立場から性労働者間の組織的な連帯を築きたいと思って活動しています。しかしコンタクトをしてくる人は多いけど、運動することを恐れる人も多くいます。例えば、周辺の性労働者からはBが良いことをしているのは知っているけど、自分が外に出て何かをするのは怖い、石を投げられそうだから、という話をよく耳にします（後略）。

「C氏の場合」

他の社会運動団体と連帯したいのですが、私たちの団体と連帯したいと言ってくれる団体がありません（中略）。例えば一部のフェミニストたち、労働運動団体、進歩派の人々を見ても、発言するかぎりとても理性的で素敵だと思うのですが、こちら（性労働者運動）に関心を見せないのです（後略）。

「考察2」

ここでは、現在の韓国社会における性労働者運動の位置づけを念頭において、現在の性労働者運動の状況について詳しく述べることにする。その手掛かりとして、まずは性労働者当事者間の連帯状況、性労働者運動組織「G・G」と他の社会運動団体との連帯状況に注目する。まず、性労働者当事者女性を性労働者運動に誘ったときの反応である。性労働者女性たちを運動に誘う役割は「G・G」のなかでも、主に現性労働者であるB氏が担ってきた。したがってここではB氏の語りを中心に見てみよう。

上記のB氏の語りからは以下のことが言えるだろう。一つ目に、性労働者の不可視化の問題である。つまり、性労働者運動において性労働者当事者間同士の連帯の困難である。これは、2004年に起こった性労働者運動が当事者運動として立ち上がり、徐々に衰退していく背景と同じ文脈で説明できる。売春で生計を立てる性労働者女性において、時間的、肉体的な活動を要求する性労働者の権利主張の運動に余裕をもって参加できるかということが浮き彫りとなる。まして＜性売買防止法＞の制定以降、売春女性

に対する処罰や売春業所の厳しい摘発は、性労働者たちをますます地下に潜らせた。つまり、売春に従事する女性たちがいかに自分たちは性売買女性ではなく性労働者であると権利を求めようとしても、それ以前に生計を担うため性労働をしなければならないという現実が立ち上がってくる。そのため、性労働者たちは法の手が届かない場所へと次から次へと移住していく状況が生じるのである。性労働者の不可視化の問題は、性労働者運動において、当事者が組織を結成し運営又は維持することを物理的に厳しくする現状があることである。言い換えると、性労働者当事者による運動は生活の基盤を失うことへの危機から登場した。しかし、皮肉なことに性労働者の女性たちは生計を立てるため移住せざるを得ない状況が生じ、今度は性労働者運動に参加できない状況が生じるのである。したがって、性労働者運動における当事者間の連帯は事実上厳しい状況に置かれているだろう。

ここからは、現在、韓国で唯一性労働者権利運動の活動を継続している「G・G」の状況を、他の社会運動団体との連帯活動に焦点を当てながら述べる。

まずは、A氏の語りから見てみよう。「他の社会運動に参加するなど、少数者運動の団体と連帯を試みるがあまり活発ではない」「クエア運動には参加したりしています」と語っている。

A氏は、比較的社会的に弱い立場に位置するマイノリティ運動団体との連帯を模索しているが、他の社会運動団体との連携をするのはさほどうまく進行していないのが見て取れる。この現状はC氏の「他の社会運動団体と連帯したいのですが、私たちの団体と連帯したいと言ってくれる団体がありませんね」という語りからも明らかである。

では、性労働者運動はなぜ他の社会運動団体との連帯活動に苦勞しているのだろうか。推測すると、まだ韓国の社会では売春を性労働として認識することへの抵抗があるのではないだろうか。一部のフェミニストたち、労働運動団体や進歩派の人々の発言は理性的だが、性労働者運動に関心を見せない、とC氏は指摘している。

C氏のこの指摘からは、二つのことが言える。まず大多数の女性運動側

の無関心、そして興味を示してくれそうな「一部のフェミニスト」もやはり、性労働者運動には無関心であることである。性労働者運動は、性売買をめぐる女性運動の〈性売買女性の被害者化〉というフレームを拒否する性労働者の当事者女性たちによって起こった。しかし、性売買をめぐる大多数の女性運動側は、性労働者女性による権利の要求について新たな女性運動として共有することに抵抗を示していると言えるだろう。

一方、労働運動団体もまた、性労働者運動には無関心である。性労働者運動は、性売買ではなく性労働者としての〈労働権〉を主張する労働運動として出発した。しかし、従来の労働運動団体の性労働者運動への反応をみれば、現在の性労働者運動を労働運動として受け容れていないことは明らかである。

この性労働者運動への女性運動と労働運動の反応こそ、現在の韓国社会における性労働者運動の孤立した立場を示しているといえる。

結論

本稿は、韓国における性売買をめぐる女性運動史に、性労働者運動がどのように位置づけられるかを問うものである。その手掛かりとして、現在性労働者運動に関わっている女性3人を対象にインタビューを実施した。その結果を以下のようにまとめることができる。

韓国における性労働者運動は、性売買をめぐる女性運動の〈性売買の被害者〉フレームに対抗する性労働者女性たちによって登場した。しかし、性労働に従事しながら性労働者運動への参加は現実的に厳しく、法による摘発の強化は性労働者たちを不可視化することにつながり、結果的に性労働者の当事者運動の脆弱化をもたらしたと言えるだろう。

しかしながら、性労働者の当事者女性たちによる運動は、性売買ではなく性労働として認識しようとする新たなアクションを起こしたという意味において大変意義をもつ。つまり、性（性的なサービスの提供）を売る側にいる女性たちが、性売買女性ではなく性労働者として自らを位置づけ主体的に立ち上がったということが大きな意味をもつのではないだろうか

(イ・ソンスク；2006)。さらには、A氏が提起した「なぜこれ（セックス）がそれ（労働）ではないだろうか」という問いが示唆するように、性（性的なサービス）が労働として立ち上がるかどうかという新たな問いを韓国の社会に提示したのである。

しかし、売春が性労働として立ち上がったときの韓国社会の反応について、現在性労働者運動に関わっている3人の女性の語りから以下のように推測できる。

現在、韓国の社会では売春を性労働として共有することが可能な団体よりそうでない団体のほうが多数であるということである。言い換えると、韓国における性労働者運動は、女性運動においても、労働運動においても受け容れてもらえないという状況に置かれているのである。このように味方であるはずの両運動から疎外されている現状にこそ、性労働を行っている当事者が自ら労働運動を立ち上げて展開させねばならなかった事情があるのではないだろうか。では、なぜ性労働者運動は女性運動や労働運動から疎外されているのだろうか。この点については今後の課題として取り組んでいきたい。

【参考文献】

- イ・ドンズ（2008）「韓国性売買反対運動のフレーム形成と変化に関する研究——1970～2005年期間を中心に」『社会研究』15号、2008年1号、9-39。
- イ・ソンスク（2006）「韓国性売買防止法に投影されたフェミニストオリエンタリズム」『談論』201；107-138。
- イ・ナヨン（2005）「性売買；女性主義・性政治のための試論」『韓国女性学』21；43-74。
- （2009）「性売買“根絶主義”運動の歴史的形成と変化の意味」『韓国女性学』25；6-31。
- イ・ハヨン（2011）「韓国の性労働者運動の展開」『進歩評論』49；12-34。
- イ・ヒヨン（2005）「性労働者運動の理解と科学化」、『性売買防止法1年の評価と性労働者運動の方向と展望』討論会資料集、民主性労働者連帯、社会進歩連帯他。
- 李麗華（2008）「韓国における『性売買防止法』制定運動をめぐるジェンダー・ポリティクス」『人間文化創成科学論叢』お茶の水女子大学大学院人間文

化創成科学研究科、10；319-327。

ウォン・ミヘ（2004）「女性主義性政治：性売買“根絶”運動を越えて」『女／性理論』図書出版、女性理論文化研究所10；34-55。

キム・キョンミ（2009）「売春」『女／性理論』図書出版、女性理論文化研究所21；183-196。

キャサリン・バリー（2002）『セクシュアリティの売春化』チョン・クムナ訳、図書出版、サンイン。

京都大学人文科学研究所（2011）「国際ワークショップ『グローバル化するセックスワーク：オーストリア、韓国、台湾、日本』」資料集。

ゴチョン・カッピ（2005）「性売買特別法と女性主義者（フェミニスト）の方向感覚」イ・ゼイン編『性売買の政治学』図書出版、ハンウルアカデミ。

———（2011）『性理論：性関係・性労働・性装置』図書出版、女性文化理論研究所。

女性文化理論研究所、性労働研究チーム（2007）『性・労・動：性労働者闘争は始まった』図書出版、女性文化理論研究所。

チョウ・クック（2003）「性売買に関する視覚と法的対応」『刑事政策』15；256-285。

チョン・ヒジン（2013）『フェミニズムの挑戦』図書出版、教養院。

チョウ・ヨンスク（2006）「性売買防止法制定運動評価とその課題」イ・ゼイン編『性売買の政治学』図書出版、ハンウルアカデミ；189-236。

韓国女性開発院、他（2005）『性売買防止法上性売買被害者に関する研究 韓国女性開発院報告書』、韓国女性開発院、14。

ミン・キョンザ（1999）「韓国売春人権史」韓国女性の電話連合編『韓国女性人権史』図書出版、ハンウル；239-299。

検索サイト

「民主性労働者連帯」<http://cafe.daum.net/gksdudus> 2014年10月5日

「性労働者権利会G・G」<http://ggsexworker.tistory.com> 2014年10月5日